

民の皆様はタンザニアの選手団や海外の姉妹都市等との交流を通して参加します。2020東京オリンピック・パラリンピックが、本市の子供たちのよい記憶となることを願っています。

長井創生は、今と未来をつないで、「みんなで創る しあわせに暮らせるまち 長井」の実現に挑み続けることです。市議会議員の皆様、そして市民の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます、平成31年度の施政方針とさせていただきます。

なお、平成31年度の事務事業につきましては、お届けしております予算書等をごらんいただき、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

長時間にわたり、ご清聴まことにありがとうございました。

○**渋谷佐輔議長** 施政方針に関する説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時40分といたします。

午前11時26分 休憩

午前11時39分 再開

○**渋谷佐輔議長** 休憩前に復し、会議を再開いたします。

日程第4 報告第1号 寄附採納の報告について

○**渋谷佐輔議長** 日程第4、報告第1号 寄附採納の報告についての1件を議題といたします。

報告を受けることといたします。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○**内谷重治市長** 報告第1号 寄附採納の報告について報告申し上げます。

平成30年中に寄附を受けた物件、金員等の内容につきましては、お手元の報告のとおりでございます。

このうち一般寄附につきましては69件、心のまちづくり基金につきましては3件、5万1,500円、地域福祉基金につきましては2件、16万5,000円、文教の杜運営基金につきましては寄附はございませんでした。ふるさと応援基金につきましては1万9,384件、2億6,431万7,760円の寄附がございました。

ご寄附いただきました皆様に対して厚くお礼を申し上げます。なお、いただきました物件、金員等につきましては、寄附の目的に沿って活用させていただきます。

以上、ご報告申し上げます。

○**渋谷佐輔議長** 報告が終わりました。

ただいまの報告に対しご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、これで報告を終わります。

日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度長井市一般会計補正予算第6号)

○**渋谷佐輔議長** 次に、日程第5、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度長井市一般会計補正予算第6号)の1件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○**内谷重治市長** 報告第2号 専決処分の承認を

求めることについてご説明申し上げます。

本案は、平成30年度長井市一般会計補正予算第6号について専決処分させていただいたものでございます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に7,700万円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ155億7,009万1,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、緊急対応を要する道路除雪事業に7,700万円を計上するもので、これらの財源といたしまして前年度繰越金7,700万円を充てるものでございます。

よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○**渋谷佐輔議長** 提案者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、報告第2号について討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

報告第2号は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、報告第2号は、承認することに決定いたしました。

委員会付託の省略について

○**渋谷佐輔議長** お諮りいたします。

これから上程いたします日程第6、議案第19号及び日程第7、議案第23号の議案2件につき

ましては、委員会付託を省略し、全員でご審議願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第6 議案第19号 指定管理者の指定について

日程第7 議案第23号 長井市防災ラジオ屋外拡声装置整備工事請負契約の一部を変更する契約の締結について

○**渋谷佐輔議長** それでは、日程第6、議案第19号 指定管理者の指定について及び日程第7、議案第23号 長井市防災ラジオ屋外拡声装置整備工事請負契約の一部を変更する契約の締結についての2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○**内谷重治市長** 議案第19号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市平野児童センターの管理について、社会福祉法人長井市社会福祉協議会を指定管理者に指定するため、ご提案申し上げますのでございます。

続きまして、議案第23号 長井市防災ラジオ屋外拡声装置整備工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成30年9月3日に議決をいただきました、長井市防災ラジオ屋外拡声装置整備工事請負契約につきまして、契約の一部を変更する契約を締結いたすため、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関す

る条例第2条の規定により、ご提案申し上げるものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○**渋谷佐輔議長** 提案者の説明が終わりました。

これから1件ごとに質疑、討論、採決を行います。

なお、申し合わせにより、委員会付託を省略して全員による審議の場合、当日提案議案の質疑につきましては、一問一答の方式により行うこととされております。質疑の時間は1人当たり答弁を含めて60分以内となっておりますので、ご協力をお願いします。

まず、日程第6、議案第19号 指定管理者の指定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、議案第19号について、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第19号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第19号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第23号 長井市防災ラジオ屋外拡声装置整備工事請負契約の一部を変更する契約の締結についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、議案第23号について、討論を行い

ます。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第23号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第23号は、原案のとおり決定いたしました。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前 11時48分 休憩

午後 1時00分 再開

○**渋谷佐輔議長** 休憩前に復し、午前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第8 議案第12号 指定管理者の指定について外41件

○**渋谷佐輔議長** 日程第8、議案第12号 指定管理者の指定についてから日程第49、議案第11号 平成31年度長井市水道事業会計予算までの42件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○**内谷重治市長** 議案第12号から議案第18号まで、議案第20号及び議案第21号は、いずれも指定管理者の指定についての議案でございますので、一括してご説明申し上げます。

議案第12号では、長井市中央コミュニティセ

センターの管理について、長井市中央コミュニティセンター運営協議会を、議案第13号では、長井市致芳コミュニティセンターの管理について、長井市致芳コミュニティセンター運営協議会を、議案第14号では、長井市西根コミュニティセンターの管理について、長井市西根コミュニティセンター運営協議会を、議案第15号では、長井市平野コミュニティセンターの管理について、長井市平野コミュニティセンター運営協議会を、議案第16号では、長井市伊佐沢コミュニティセンターの管理について、長井市伊佐沢コミュニティセンター運営協議会を、議案第17号では、長井市豊田コミュニティセンターの管理について、長井市豊田コミュニティセンター運営協議会を、議案第18号では、長井市勤労青少年ホーム、長井市民体育館及び長井市テニスコートの管理について、長井市中央コミュニティセンター運営協議会を、議案第20号では、長井市緑が丘斎場の管理について、株式会社セロン東北を、議案第21号では、長井市多目的研修センター向山荘の管理について、長井市伊佐沢コミュニティセンター運営協議会を、それぞれ指定管理者に指定するため、ご提案申し上げます。

続きまして、議案第22号 市道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案は、宅地開発事業完了に伴い、寄附等を受けた2路線について、市道路線の認定をいたすため、ご提案申し上げます。

議案第24号 長井市第五次総合計画後期基本計画の策定についてご説明申し上げます。

本案は、まちづくり基本条例第13条第2項の規定に基づき、長井市第五次総合計画後期基本計画を策定いたすため、ご提案申し上げます。

次に、議案第25号 長井市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的として、基本となる施策を総合的に推進いたすため、ご提案申し上げます。

議案第26号 長井市旧長井小学校第一校舎条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市旧長井小学校第一校舎の住居番号の変更に伴い、所要の改正をいたすため、ご提案申し上げます。

議案第27号 長井市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、一般社団法人やまがたアルカディア観光局に職員を派遣いたすため、ご提案申し上げます。

議案第28号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をいたすため、ご提案申し上げます。

議案第29号 長井市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターの主任介護支援専門員に関する基準を改正いたすため、ご提案申し上げます。

議案第30号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正により、災害援護資金の貸付利率、保証人

の有無について、市町村の判断により定めることができるようになったことから、貸し付けに係る運用の改善及び被災者の支援の充実を図るため、ご提案申し上げるものでございます。

続きまして、議案第31号 長井市訪問看護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、良質かつ適切な訪問看護を提供するため、利用料の適正化を図る必要性から、所要の改正をいたすため、ご提案申し上げるものでございます。

議案第32号 長井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律等の一部改正に伴い、所要の改正をいたすため、ご提案申し上げるものでございます。

議案第33号 長井市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、工場立地法に基づき、一定規模を超える工場が緑地等を設置すべき場合に、その判断基準となる同法準則にかえて適用すべく準則を改正いたすため、ご提案申し上げるものでございます。

議案第34号 長井市公民館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市中央地区公民館、長井市伊佐沢地区公民館及び長井市豊田地区公民館を平成31年度からコミュニティセンターに移行することに伴いまして、市内6地区公民館全てをコミュニティセンターといたすため、ご提案申し上げます。

続きまして、議案第35号 平成30年度長井市一般会計補正予算第7号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、

予算の総額に1億107万3,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,116万4,000円といたすものでございます。

このたびの補正の歳出は、国民健康保険事業1,450万5,000円、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業1,120万2,000円、生活保護扶助費1,052万8,000円、置賜広域病院企業団負担金1億1,148万1,000円、担い手確保・経営強化支援事業1,297万5,000円、農地整備事業4,940万円、街路整備事業2,271万円などを増額し、補助事業確定に伴う橋梁長寿命化修繕事業5,635万2,000円、社会資本整備総合交付金事業7,972万4,000円などを減額いたすものでございます。

歳入につきましては、事業の確定に伴い国費、市債等を減額いたすほか、補正の財源といたしまして、民生費国庫負担金1,434万6,000円、民生費県負担金1,109万2,000円、農林水産業費県補助金1,305万5,000円、平成29年度置賜広域病院企業団負担金精算金8,363万9,000円、同じく後期高齢者医療療養給付費負担金精算金3,001万4,000円、農林水産業債4,940万円などを計上し、なお不足する財源に前年度繰越金874万8,000円を充てるものでございます。

第2条の繰越明許費及び第3条の債務負担行為の補正、第4条の地方債の補正につきましては、それぞれ第2表、第3表、第4表のとおり定めるものでございます。

議案第36号 平成30年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に2,857万6,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ24億4,363万円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、決算見込みによる歳入歳出の補正と、それに伴う歳出の財源内訳を変更いたすものでございます。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、

第2表のとおり定めるものでございます。

議案第37号 平成30年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第5号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額から4,784万2,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,570万1,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、消費税の確定申告による公課費不用額を減額補正いたすとともに、下水道事業における委託料及び補償費並びに長期債利子の利率確定による減額補正をいたすものでございます。

また、これらの補正の充当財源といたしまして、国庫補助金、一般会計繰入金及び下水道事業債を減額いたすものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、第2表のとおり定めるものでございます。

議案第38号 平成30年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に54万1,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,728万3,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、消費税の確定申告により、公課費を増額いたすとともに、充当財源として一般会計繰入金を増額いたすものでございます。

議案第39号 平成30年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に19万5,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,726万円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、職員の時間外手当等に不足が見込まれるため、所要見込み額を

追加いたすとともに、訪問看護ステーション運営業務負担金を精算いたすための所要見込み額を計上いたすものでございます。これらの充当財源といたしまして、一般会計繰入金を増額いたすものでございます。

議案第40号 平成30年度長井市介護保険特別会計補正予算第5号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に466万円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ32億7,807万円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、保険給付費の介護サービス間での組み替え及び介護給付費準備基金積立金の増額をいたすものでございます。これらの財源といたしまして、国庫支出金を増額いたすものでございます。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、第2表のとおり定めるものでございます。

議案第41号 平成30年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第4号について説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額から6,286万6,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,833万2,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、歳入につきましては、特定地域生活排水処理事業において、浄化槽設置事業量の確定に伴い、工事分担金、使用料、国庫補助金、県補助金、繰入金及び起債を減額いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、浄化槽管理費に係る委託料、浄化槽事業に係る工事請負費及び長期債利子の利率確定に係る利子を減額いたすものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、第2表のとおり定めるものでございます。

議案第42号 平成30年度長井市後期高齢者医

療特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に201万円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,739万1,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料の収入の増額が見込まれるため、所要見込み額を追加いたすとともに、保険料軽減額の確定に伴う繰入金の減額をいたすものでございます。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増額をいたすものでございます。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、第2表のとおり定めるものでございます。

議案第43号 平成30年度長井市宅地開発事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額から17万5,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ4,442万3,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、歳入につきましては、宅地売払収入を減額いたすものでございます。歳出につきましては、宅地開発総務管理費における不用額を減額いたすとともに、公債費を増額いたすものでございます。

議案第44号 平成30年度長井市水道事業会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

補正の内容につきましては、修繕費の増加に伴い、収益的支出の水道事業費用を400万円増額いたすものでございます。

続きまして、議案第1号 平成31年度長井市一般会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ183億4,000万円と定めるものでございます。

まず、第1表の歳入でございますが、1款市

税につきましては、市民税では景気動向からの伸びを見込み、固定資産税は平年度の伸びを見込んだほか、たばこ税の減収なども考慮して、32億654万2,000円といたしました。10款地方交付税は、普通交付税、特別交付税合わせて41億円、14款国庫支出金、15款県支出金は、交付が見込まれる国庫23億9,483万8,000円、県費9億6,101万4,000円を計上しております。18款繰入金は、財源として活用する公共施設整備基金及び財政調整基金などからの繰り入れなど12億3,555万7,000円を計上したほか、今年度は19款繰越金3億3,000万円を当初から計上し、建設事業等に充てる21款市債を41億6,540万円といたしました。

次に、歳出でございます。1款議会費に1億8,259万1,000円を計上し、新庁舎の整備や旧長井小学校第一校舎活用事業などを行う2款総務費に44億7,793万円、保育所等整備事業や子育て支援医療給付事業などを行う3款民生費に47億7,748万3,000円、各種健診や予防接種などを行う4款衛生費に11億1,944万5,000円を計上いたしました。5款労働費に4,589万5,000円、農地整備や6次産業化事業なども行う6款農林水産業費に6億9,789万2,000円、起業・創業支援や地域連携DMO事業などを行う7款商工費に5億1,402万6,000円、道路や河川整備事業などを行う8款土木費に23億6,654万6,000円を計上しております。9款消費費に6億4,659万5,000円、市民文化会館の大規模改修や外国語指導助手（ALT）の派遣事業などを行う10款教育費に23億7,597万円を計上したほか、12款公債費には11億1,562万6,000円を計上いたしました。

また、第2条から第5条までにつきましては、それぞれの条文のとおり定めるものでございます。

続きまして、議案第2号 平成31年度長井市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ24億6,043万3,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税として5億125万4,000円、県支出金として17億316万2,000円、一般会計繰入金として1億4,484万2,000円を見込み、計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしまして、保険給付費として16億8,347万4,000円、国保事業費納付金として7億2万2,000円、保健事業費として4,365万5,000円を計上いたすものでございます。

第2条につきましては、条文のとおり定めるものでございます。

議案第3号 平成31年度長井市公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,655万4,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしまして、受益者負担金292万円、下水道使用料3億928万4,000円、国庫補助金2億2,537万6,000円のほか、一般会計繰入金及び市債などを見込み、計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、汚水管渠の維持管理費や公共下水道管理センターの施設更新業務委託などに6億8,053万6,000円、公債費に6億6,601万8,000円などを計上いたすものでございます。

第2条から第4条までにつきましては、それぞれ条文のとおり定めるものでございます。

続きまして、議案第4号 平成31年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,999万1,000円と定めるものでございます。

歳入といたしましては、分担金及び負担金

6,157万2,000円、財産収入5万円、繰入金9,836万9,000円を見込み、計上いたすものでございます。

歳出といたしましては、山形鉄道助成費7,594万1,000円、基金積立金8,405万円を計上いたすものでございます。

議案第5号 平成31年度長井市農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,053万6,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、農業集落排水施設使用料5,030万1,000円、国庫支出金1,547万1,000円のほか、一般会計繰入金及び市債などを見込み、計上いたすものでございます。

歳出といたしましては、農業集落排水施設管理委託料など、農業集落排水事業費として7,637万8,000円、公債費に1億415万8,000円を計上いたすものでございます。

第2条から第4条までにつきましては、それぞれ条文のとおり定めるものでございます。

議案第6号 平成31年度長井市訪問看護事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,257万円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、療養費交付金が1,670万5,000円、利用料190万6,000円、繰入金1,385万4,000円などを見込み、計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、訪問看護ステーション運営業務負担金などの事業費として3,257万円を計上いたすものでございます。

続きまして、議案第7号 平成31年度長井市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ32億6,263万4,000円

と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、介護保険料 6 億 4,452 万 9,000 円、国庫支出金 8 億 23 万 4,000 円、支払基金交付金 8 億 4,862 万円、県支出金 4 億 7,008 万 8,000 円のほか、一般会計及び基金からの繰入金などを見込み、計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、総務費 3,064 万 1,000 円、保険給付費 30 億 1,787 万円、地域支援事業費 2 億 354 万 6,000 円などを計上いたすものでございます。

第 2 条につきましては、条文のとおり定めるものでございます。

議案第 8 号 平成 31 年度長井市浄化槽事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第 1 条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,516 万 9,000 円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金 1,178 万円、使用料及び手数料 4,732 万 9,000 円、国庫支出金 3,159 万円のほか、一般会計繰入金及び市債などを見込み、計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、浄化槽設置のための工事請負費 8,991 万 5,000 円、浄化槽維持管理のための保守点検清掃委託料 4,047 万円、浄化槽転換事業費補助金 254 万円を計上いたすものでございます。

第 2 条から第 4 条までにつきましては、それぞれ条文のとおり定めるものでございます。

議案第 9 号 平成 31 年度長井市後期高齢医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

第 1 条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 3,966 万 3,000 円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料 2 億 3,969 万 5,000 円、一般会計繰入金 9,954 万 3,000 円を計上いたすものでござい

ます。

歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金 3 億 3,412 万 2,000 円を計上いたすものでございます。

議案第 10 号 平成 31 年度長井市宅地開発事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第 1 条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ 282 万 3,000 円と定めるものでございます。

歳入といたしましては、宅地開発基金繰入金 282 万 2,000 円などを見込み、計上いたすものでございます。

歳出といたしましては、宅地開発総務管理費 282 万 3,000 円を計上いたすものでございます。

最後でございますが、議案第 11 号 平成 31 年度長井市水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

第 3 条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業総収益として 6 億 9,307 万 9,000 円、事業総費用として前年度対比 0.23% 増の 6 億 2,718 万 7,000 円と定めるものでございます。

第 4 条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入として企業債を 3 億 5,000 万円、資本的支出として建設改良費 4 億 858 万円及び企業債償還金 2 億 7,014 万 9,000 円と定めるものでございます。

差し引き不足する財源につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金をもって補填するものでございます。

第 5 条から第 9 条までにつきましては、それぞれ条文のとおり定めるものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○**渋谷佐輔議長** 提案者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

まず、日程第 8、議案第 12 号から日程第 28、

議案第34号までの質疑を行います。

なお、これからの一般議案21件につきましては、所管する常任委員会に付託の上、ご審査いただく予定でありますので、その点お含みの上、ご質疑をお願いします。

まず、日程第8、議案第12号 指定管理者の指定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第9、議案第13号 指定管理者の指定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第10、議案第14号 指定管理者の指定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第11、議案第15号 指定管理者の指定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第12、議案第16号 指定管理者の指定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第13、議案第17号 指定管理者の指定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第14、議案第18号 指定管理者の指定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第15、議案第20号 指定管理者の指定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第16、議案第21号 指定管理者の指定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第17、議案第22号 市道路線の認定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第18、議案第24号 長井市第五次総合計画後期基本計画の策定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第19、議案第25号 長井市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の設定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第20、議案第26号 長井市旧長井小学校第一校舎条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第21、議案第27号 長井市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第22、議案第28号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第23、議案第29号 長井市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第24、議案第30号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第25、議案第31号 長井市訪問看護条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第26、議案第32号 長井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第27、議案第33号 長井市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第28、議案第34号 長井市公民館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第29、議案第35号から日程第49、議案第11号までの質疑を行います。

なお、これからの予算議案21件につきましては、予算特別委員会を設置し、ご審査いただく予定でありますので、その点お含みの上、ご質疑をお願いいたします。

まず、日程第29、議案第35号 平成30年度長井市一般会計補正予算第7号の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第30、議案第36号 平成30年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第2号から日程第37、議案第43号 平成30年度長井市宅地開発事業特別会計補正予算第1号までの8件について一括して質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第38、議案第44号 平成30年度長井市水道事業会計補正予算第3号の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第39、議案第1号 平成31年度長井市一般会計予算の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第40、議案第2号 平成31年度長井市国民健康保険特別会計予算から日程第48、議案第10号 平成31年度長井市宅地開発事業特別会計予算までの9件について一括して質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第49、議案第11号 平成31年度長井市水道事業会計予算の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

以上で、全議案に対する質疑を終結いたしま

す。

お諮りいたします。日程第8、議案第12号 指定管理者の指定についてから日程第28、議案第34号 長井市公民館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定についてまでの一般議案21件は、別紙付託表のとおり、所管する常任委員会に付託の上、ご審査願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。日程第29、議案第35号 平成30年度長井市一般会計補正予算第7号から日程第49、議案第11号 平成31年度長井市水道事業会計予算までの予算議案21件を審査するため、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

予算議案21件は、ただいま設置することに決定いたしました予算特別委員会に付託することといたします。

散 会

○**渋谷佐輔議長** 本日は、これをもって散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 1時43分 散会